

裁判員経験者との意見交換会議事録

名古屋地方裁判所

1 日時

平成25年12月19日（木）午後2時00分から午後4時00分まで

2 場所

名古屋地方裁判所第1・2裁判員選任手続室（事務棟3階）

3 出席者

司会者 前田 巖（名古屋地方裁判所部総括裁判官）

裁判官 入江 猛（名古屋地方裁判所部総括裁判官）

裁判官 細野 高広（名古屋地方裁判所裁判官）

検察官 齋 智人（名古屋地方検察庁公判部）

検察官 日笠真木哉（名古屋地方検察庁公判部）

弁護士 大山 貞雄（愛知県弁護士会）

弁護士 細井 土夫（愛知県弁護士会）

裁判員経験者 1番，2番，3番，4番 4人

4 議事内容

（司会）まずは，裁判員経験者の方がそれぞれ担当された事件の概要を順番に紹介させていただきたいと思います。事件の紹介の後に，その事件を担当された裁判員の方にそのときの御感想をお聴かせさせていただきたいと思います。時間がたってしまって忘れているところがあるということであれば，それはそれで構いませんので，そのときに感じたことなどで覚えていること，あるいは，時間がたっても今はまだこんなふうに思っているといったことをお聴かせいただければと思います。まず1番の方から順番に紹介させていただくという形にしたいと思います。

それでは，まず1番の方の担当された事件の概要を紹介させていただきます

す。傷害致死事件でした。同居している、当時80歳代の認知症の母親に対して、夜更けに顔面を平手で数回たたき暴行を加えて、その結果、母親が転倒して頭を仏壇に打ち付けてけがをしたということがありました。また、その夜が明けた後、昼間にも顔を平手で数回たたき暴行を加え、そのけがが元で母親は脳挫傷になり、6日後に搬送先の病院で亡くなったという事案でした。起訴事実には争いがなく、量刑が問題になったようです。背景事情としては、被告人は母親の介護を一身に引き受けて力を尽くしてきたけれども、母親の認知症ゆえの特異な言動に苦慮し、いらだちやもどかしさを募らせ、そのために、日頃から大声で叱ったり、平手でたたいたりしたということです。それがエスカレートして、このような事件になってしまったということだったようです。懲役3年の実刑判決が言い渡されていますが、その判決の中では、介護に1人で悩んでいた経緯は共感できるけれども、介護の一線を超えて、高齢の被害者に危険な暴行を加えているということを指摘して、執行猶予は相当でないと言われましたが、被告人の反省や、遺族が寛大な判決を求めているということも考慮して、懲役7年という検察官の求刑に対して懲役3年を言い渡したと、このように承知しています。では、裁判員を務めた一般的な感想をお聴かせ願いたいと思います。

(1番) 前もって、パンフレットとかでこんなことをしますよという連絡がありましたが、事前のパンフレットの内容から察すると、かなりプレッシャーのかかる内容の仕事をするのかなという前提で参加しました。結果としては、特にプレッシャーとなるような写真もなければ、特に心のケアを要するプレッシャーのかかる文言とかもなく、被告人の方も結構反省していらっしゃるという関係で、事が全部スムーズに進んでしまったものですから、かなり、守られた中の裁判であったかなと、最終的にはそんな印象を受けました。

(司会) 印象としては、パンフレットなどを読んでかなり身構えて臨まれたが、その予測に比べると、割と守られていたというお話でしょうか。

(1番) そうですね。「はい、ここに入って、はい、ここで審理して、はい、こっちへ行って」というように、団体ツアーのように後を付いていただけというような感じもしました。意見の交換も、結局、自分たちの意見というのほどこまで通用したのかなという感じもしました。パンフレットを見ると、市民の声を反映するということでしたが、最終的には、例えば裁判員6人がノーと言った場合でも、裁判官が1人でもここに入ってないとだめなんですよ。(司会) 刑を重くする方へは、そのとおりですね。刑を軽くする方へは、もうそれで決まります。

(1番) そういうのもあったものですから、守られているというか、そんな印象を受けて終わりました。ただ、裁判長と裁判官の方々に、すごく気を使っていたということがあります。全く素人の私たちが参加するものですから、さっき言った団体ツアーのように、すごく丁寧にさせていただいて、良い印象で終わったという感じです。

(司会) ありがとうございます。次に2番の方の担当事件について御紹介させていただきます。2番の方が担当された事件は、通貨偽造・同行使の事件です。事案の内容は、自宅でカラーコピー機能付きのプリンタを使って一万円札の両面をコピーして、余白を裁断して一万円札のようなもの1枚を偽造したというものです。これを、出会い系サイトで知り合った女性に対して性的サービスを受けることの対価として手渡して使ったという事案でした。この事件も、検察官が起訴した事実については争いがなく、量刑が問題になりました。それで、判決宣告は懲役3年、執行猶予5年というものでした。偽造の方法は、あり合わせの機材を使ったということになるのですが、被告人が、暗い場所で使えばすぐには見破られないだろうとか、性的行為の対価だから警察に被害の届出もしないのではないかなどと考えて、使う場所や相手を選んでいたということが判決では指摘されています。また、動機については、遊びたいけれども借金があり、手持ちのお金を使うのがもったいないという

ものであったと指摘されています。それから、被告人はこの事件を理由に勤務先を懲戒解雇されていますが、奥さん、それからお父さんが弁護側の情状証人として今後の監督などについて証言をしているようです。それでは、2番の方に全般の感想をお伺いいたします。

(2番) 私としては、比較的積極的に裁判員に参加したいという心持ちでおりましたが、最終の選任で選ばれて、これで私の人生経験の一つに加えることができるな、弁護士とか検察官とかのやり取りを含めて裁判というものが実感できるなという思いで、かなり期待して参加させていただきました。この事件も、司会の方から御紹介がありましたように、罪状は争わない、量刑のみの裁判ということでしたので、この証拠が有罪に導くんだとか、そういうような場面はなかったもので、私からすれば全く緊張感のないもので、ちょっと期待外れというのがまず第一印象です。それと、1番の方もおっしゃったのですが、ルールが敷かれておりましたから、そのルールに乗っているだけで開始から終了まで進んだという感じがいたしております。ただ、その中でもそれなりに、裁判員、補充裁判員の方の意見をいろいろな局面で酌んでいただくという場面がありました。公式な場だけではなくて、皆さんと昼食を一緒にとるときにも結構コミュニケーションを図れたのが、ちょっと意外だったというのがございました。昼食のときに、裁判員、補充裁判員8人が裁判官を含めて、結構打ち解けられたのではないかと感じております。今回の裁判で量刑の判断をする際に、私も通貨偽造、同行使というものの法律上の量刑とかそういうものを勉強していきまして、多分情状酌量になるのだろうということは自分の気持ちに含んでいましたが、要は判決で被告人がどう反省して再犯をしないかというところがポイントだということで、審理のプロセスを見ておりました。それから、初めての経験ですから、裁判の仕組みというのが、非常に勉強になったと思います。あともう一つは、一万円札の偽造ですが、罪の軽い重いを問わず、犯罪をするということは、被害者は当然です

けれども、加害者の関係者の方にも非常に大きな影響というか、負のインパクトを与えるものだということを実感したという裁判でした。

(司会) ありがとうございます。それでは、続いて3番の方にお伺いします。3番の方の事案は、窃盗、強制わいせつ致傷、強盗致傷被告事件でした。事案の概要は、被告人がアパートのベランダに干してあった女兒の水着を盗んだり、マンションの自転車置場の自転車かごから、やはり女兒の水着が入っているビニールバッグを盗んだりした。その上で、さらに約3か月後に、その女兒にわいせつな行為をするなどして、全治約8日間を要するけがをさせたという事案でした。弁護人は、その傷害の程度は全治3日ぐらいだったのでないかということで争っており、法律的には強盗致傷、強制わいせつ致傷ではなく、単なる強盗、強制わいせつが成立するだけだという主張がされていたようです。それで、被害者の女の子のけがを診察したお医者さんが証人として予定されていたのですが、裁判員選任手続の後、公判審理の直前になって急に倒れられてしまって証人として出られないというハプニングがあり、本来の審理期日に変更になって、最初に選ばれた裁判員の方々の中で都合の付かない方の分は、新たに裁判員、補充裁判員を選び直して審理がされたと聴いております。審理では、証人尋問に代えてそのお医者さんの調書が取り調べられ、あとは被害者のお母さんの証人尋問が行われて、その証言などに基づいて全治8日間のけがが認定された。それで、強盗致傷、強制わいせつ致傷の成立を認めて懲役4年の判決をした、こういう経過だったというふうに聴いております。期日の変更等があったりなど、いろいろな御苦勞があったと思いますが、全般についての御感想をお伺いしたいと思います。

(3番) 1月ぐらいですかね、最高裁判所から候補者になりましたよという案内が来て、いろいろな資料を頂きましたが、正直、私は余り読んでいませんでした。今ちょっとお話がありましたとおり、私はもともと裁判員に決まっていた方が出られなくなって、その代わりで裁判員に選ばれたという経緯でした

が、裁判員に決まったからといって、資料をもう1回読み直したかという、そんなことは余りしていませんでした。そういうものを多少見たからすぐに全般が理解できるとか、そんな簡単なものではないだろうと思ったからです。だったら、丸裸のまま行って、ありのままの状態を見た方が良いだろうと、そういう考えの下で臨みました。全般を通しての感想ですが、検察官の方、弁護士の方、資料をいろいろ頂きました。我々は素人なものですから、素人にとって重要なのは資料の見せ方かなと思いました。私が担当した裁判ですと、検察側の資料のまとめ方が非常にすばらしくて、質問の仕方とかしゃべり方も非常に聴きやすく、失礼な言い方かもしれませんが、見せ方というところだけで言えば、弁護士の方の資料のまとめ方よりは、かなり優れてると思いました。評議中も、裁判を振り返る中でもう1回資料を読みますけれども、私はほとんど検察側の資料しか見ていないです。というのは、要点がきちっと書かれていて、何が悪いかというのが簡潔にまとめられていて、事件のあらましから何から、それを見ればすべて分かる、把握できるような状況にさせていただいていたからです。正直、弁護側の資料はほとんど見ずに、検察側の資料でいろいろものを考えていたというところです。あと、評議中の話ですけれども、割と我々の裁判ですと沈黙が多かったです。沈黙が多いので、裁判官の方が誘い水を投げかけるような形で話が進むという形になるのですが、後で問題点とかそのあたりで話が出るかとは思いますが、今日もそうですけれども、番号で呼ばれるのが、その原因の一つかなと思っています。仮名でもよいので何か工夫をしないと。最初の自己紹介で、名前も、職業も、住所も言っただめでは、沈黙が流れるのは無理ないでしょう。番号制はちょっとやめた方が良くはないかというのが率直な思いです。

(司会) ありがとうございます。評議中にどういう形でお名前を呼び合うかという問題は、また後で、場合によってはその評議をどういうふうにしたら盛り上がるかということとも絡めて伺いたいと思います。それでは、最後になり

ますが、4番の方の事件の説明をさせていただきます。4番の方が担当された事件は、現住建造物等放火未遂被告事件です。4番さんは、実は私とここにいる細野とが属する合議体に参加していただきました。また、今日検察庁から来られている齋検事、日笠検事はその事件の立会検事ということになります。そういうことで、いろいろ言いにくいことがあるかもしれませんが、どうぞ遠慮なくいろいろ聴かせていただければと思います。事案の概要ですが、交際相手の女性から別れを告げられた被告人が、その女性と暮らしていたマンションの部屋の玄関先に新聞紙を置いて、ライターオイルをまいて火を放ったというものです。下駄箱などが燃え上がりましたが、消防による消火が早かったために放火罪としては未遂に終わったというものです。この事件も、起訴事実自体には争いはありませんでしたが、事件の見方が分かれていたのは、検察官は自暴自棄で及んだ犯行だという指摘をされていたのに対して、弁護人は、自殺を決意するほど精神的に追い詰められた末の犯行だという主張をされていまして、弁論では、そのような類型では執行猶予が認められることが多いのだという量刑傾向を指摘していました。判決では弁護人のような事件の見方は採用しなかったわけですが、生じた結果が軽かったことなどから、懲役3年、執行猶予4年の言渡しをしています。では、4番の方、全般の感想をお願いします。

(4番) 私はもともと補充裁判員2番ということで、本来でしたら判決まで立ち会うということがなかったのですが、裁判の前日に電話がありまして、補充裁判員から裁判員となるということで御連絡を頂きまして、今回この裁判に参加させていただくことになりました。参加した感想ですが、先ほど司会の方からの御案内のとおり、事案は男女のもつれによる現住建造物等放火未遂ということでした。裁判員の中にちょうど被告人の母親ぐらいの年の方も数名いらっしやって、裁判中、私の隣に座っていた女性もちょっと涙もろくなりまして、私ももらい泣きをするところも多々あったと思いますけれども、そ

んな状況でした。そんな中、検察側の求刑に対して、執行猶予がついて、いろいろ御意見がありましたとおり、落ち着くところに落ち着いたのかなというような感じがしました。ただ、私はいろいろな意味で勉強不足ですが、被告人の勾留期間やその後を通じた裁判費用、弁護士費用もろもろがすべて税金で賄われているという点について、難しいかもしれないですけど、今後、御一考いただければなという考えを持ちました。

(司会) ありがとうございます。一巡しましたので、これからが意見交換の中身ということになります。選任手続、審理、評議、判決宣告に関する御感想、御意見を伺うということに入っていきます。選任手続の関係ですが、裁判員、補充裁判員の方々から、本当にくじで選ばれているのか、公平なのかという御質問を頂くことがあります。それで、皆様もそのような疑問を抱いたり、あるいは裁判員、補充裁判員の方とそんな話をしたりすることがあったのかということをお聴かせ願いたいと思います。そして、もし疑念をお感じになったとすれば、どんな改善をしたらそれがなくなるのか。制度上、法律で決まっているやり方でやっているものですから、変えられるところとそうではないところがあるわけですが、皆様の率直な御意見を伺わせていただきたいと思います。

(2番) 裁判中にも、雑談のときに、ここにおられます入江裁判長にお伺いしましたが、選任手続で、裁判官と、グループ面接、個別面接がありましたが、それが終わってこの場に戻ってきたら、「はい、それでは発表します。」ということになりましたので、非常に奇異に感じました。どこでくじをやったんだと。ブラックボックスではないかと。それで、その辺をお聞きしたところ、ちゃんとくじでやってますとおっしゃったんですけど、なんとなく透明性に欠けているのではないかという気がしました。改善する方法ですが、あまり選任手続には時間が掛けられないと思いますので、出席人数が40人なら40のボールなり札なりを作って箱に入れて、裁判官との面接でこの人は不適

格だとか除外すべきだとかいう人の番号だけは外して、その場で、「今日は40人おられますが、そのうち5人は不適格だから5人分は省いてあります。それ以外で抽選をします。」ということで、裁判員分の6個と補充裁判員分の2個をピックアップする。そうすれば時間も掛からないし、納得できるのではないかと思います。裁判員になりたくない人がほとんどだと思いますが、中にはやりたいという人もいないのではないかと思います。その人が外れたときにも納得してお帰りいただくためには、そういう方法が良いのではないかと感じました。

(3番) 先程、私の事件の紹介がありましたが、強制わいせつという偏りのある裁判かなと思っています。たまたま、選ばれた裁判員は、男性が多かったのですが、法廷で裁判員席から見たところ、被告人質問のときに、傍聴席に若い女性の方が結構いるなと思っていました。実際に犯行を行っているときの身振り手振りを被告人がやるかと思うのですが、その若い女性達には、こいつを死刑にでもしてやれという目がありましたので、後で、裁判員の人達と話をしたのですが、我々、本当にくじで選ばれたのかなと。例えば、彼女達が全員裁判員だったら、違う判決も考えられるのかなというのもあったので、本当に公平なのかと今の今でも私は疑問です。ですから、先程おっしゃったように、ブラックボックスのところがあるので、ブラックボックスではないように、みんなが見ている前でルーレットを回すとか、やり方はいろいろあると思います。そのあたりをやっていかないと、これは、ずっと付いて回る問題なのではないかという感想はあります。

(司会) 当庁では、くじ引きの前の質問手続を少人数のグループで行っており、また、個別の事情があって他の方の前ではお話ししにくいという方は、個別の面接をするという形にしています。そういうやり方採っていることで自分が選ばれてしまったのではないかと、というふうに思われることはありますか。

(2番) 例えば、選ばれなければ個別面接に行ってアピールすれば、選ばれず

に済んだのではないかということですか。

(司会) そういう所で、この人は残そうとか、この人は外そうとか、そういったことをやっているのではないかという疑念を持たれたかということですか。それは、特に感じませんでしたか。

(2番) なくはないと思いますけれども、それは、雑談のときの裁判長の御説明で納得するという形になったと思います。

(司会) 他に、くじ引きのやり方などについて、こんなアイディアがあるということはありませんか。

(1番) ほとんどの方がそう思っていると思いますが、いかにオープンにするか、具体的にどうするかということですか。お話では、40人に絞る前までは、コンピュータか何かで抽選されるのだと思いますが、我々はそれを見ることができないものですから、最終的に40人の中から8人を選ぶ場面のところを、近くで目にすることで何とかアピールするしかないのではないかと思います。別にオープンにしても差し支えないのではないかと、全てオープンにしていれば良いのではないかと。周りには40人ぐらいしかいないし、名前も言われないのに、なぜそうしないのかと思います。審理中にもその話が出たのですが、コンピュータだからと、あいまいな説明で終わってしまったものから、余計に勘ぐられてしまって、結果的には疑問のまま終わってしまいました。近いところでオープンにする、最終的な選考を40人の前でやるしかないのかなと思います。

(4番) 裁判員裁判が終わってから、いろいろ話す機会がありましたが、中には先程2番の人が話されたとおりの、裁判員をやりたいという人もいました。自分もやりたいという人が私の周りは多かったです。公募制があるのか、ないのか分かりませんが、無理してやっているという人もいれば、どうしてもやりたいという人もいます。終わってから、会合とかいろいろな会で話をしたときに、そんな話がありました。

(司会) 今、伺ったところを含めて、透明性とか工夫できるところがあるのかどうか、参考にさせていただきたいと思います。それでは、続いて審理の方に入らせていただきます。法廷で配布された資料、タイトルに、冒頭陳述メモ、論告メモ、弁論メモなどと書かれた書面です。先程、3番の方から検察官のものは分かりやすかったという御紹介がありました。ここで伺いたいのは、その内容が法廷で理解できたか、その場で理解できたか、理解が難しかった点があればどんな点なのか。検察官、弁護士も来られていますので、ちょっと伺わせていただきたいと思います。ここで一点皆さんに考えていただきたいと思っているのは、その場で理解するということの意味合いですが、何となく整理されていると分かるよね、というのとは違って、皆さん自身が自分の考えを持つために、その場で、なるほどと思えたのか、それとも、後でよく考えなければ分からないと感じたり、考えても分からないということだったのか、そのあたりをお聴かせいただければと思います。皆さんには、その当時の記憶喚起のために、冒頭陳述メモとか、論告メモなどを用意させていただきました。この点について、いかがでしょうか。先程、3番の方に触れていただいたので、もし、付け加えることがあれば、おっしゃっていただけますか。

(3番) パッと見て、事実は何なのかというのが分かったということが、分かりやすかったということになると思います。弁護人側のものを改めて見てみると、かなり要点だけが書かれている。いろいろ書かれるよりは、要点だけに絞っていただいた方がよいとは思いますが、あまりにも簡潔すぎます。言葉で補足してもらいましたが、その説明も今一つよく分からなかったです。それと比較して、検察側の説明は、いつ何があって、どういう状況だったということの時系列的に書いてくれていたので、この時こうだったから、その後、ここにつながるんだ、という流れが分かりやすかったです。そういう点が、読んで自分の考えをまとめるのに良かったと思っています。

(2番) 特に問題なくよく理解できました。ここで申し上げる点は、一つもありません。

(4番) 私どもの事件は、冒頭の話でありましたように、男女関係のもつれということで被告人の生い立ち等、いろいろな話がありました。事件を起こしたところから放火未遂までのいろいろな話を聴き、被告人の生い立ち、成り行き、そういった人情部分の話で事件本来のものがぼやけてしまったような感じがしました。特に、弁護士側の方は、被告人がうつだったのではないかとか、そんな方向性にも行って、論点が人情話みたいなところになり、判決をお手伝いする中で非常に迷うというか、そんな事件でした。ただ、検事さんのものを含めて、論点はしっかり書かれてありましたので、事件に関しては適切な目で見られたと思います。

(1番) 一目瞭然、色分けがしてあって、すごく分かりやすくなっていたんだと感じます。あまり記憶がなかったのですが、改めて再度見ると、すごく分かりやすい。冒頭陳述メモ、論告メモ、弁論メモとかがあると、こんなことを質問されるのだということが非常に分かりやすいと思います。だから結構スムーズに行きましたし、分からなければ評議の中でかみ砕いてもう1回説明がされたと思います。お話をされているだけだと、馬耳東風の部分もあることです。これらの書面があるかないかで、かなり内容の理解度は変わってくると、そんな感じを受けました。

(司会) 検察官、弁護人の立場から、今の話を伺って、こういった点について、さらに掘り下げて聞いてみたいというところはありますでしょうか。

(日笠検察官) 当然ですが、事件によって、冒頭陳述メモ、論告メモのボリュームが変わってきます。ただ、そうはいても、あまり多いと、視覚的に見やすくなっていたとしても理解ができないということがあり得ると思います。特に、3番の方が担当された強制わいせつ致傷等事件に関して言えば、3番の方が、特に、検察官側のメモに関しては分かりやすかったという御意見を述

べられておりましたが、メモのうち、論告メモ、これは字が多いですが、情報量としてこれで適切だったのか、むしろこれでも足りないとか、多かったとかというような率直な意見をお聴かせいただきたいと思います。

(3番) A3判1枚にまとめていただいているので、ボリュームとしては、これで良いと思います。確かに、詰め込んでいる感はありますが、先程、話があったように、窃盗と強盗致傷と強制わいせつ致傷と三つあるので、最低、これぐらいはないと分からないかなと。その三つをコンパクトにA3判1枚でまとめられていて、しかも、まず、何が悪いのかというのが書いてあって、続いて、その理由はこうですというように、そういうまとめ方をしているので、細かいことは細かいですけども、構成としても非常に見やすかったので、そういう点で、私はこれで十分かなと思っています。

(細井弁護士) 3番の方、よろしいでしょうか。私も、全部の事件の内容を分かっておりませんが、弁護人の言い分がちょっと分かりにくかった、理解しにくかったという御発言がありました。言葉遣いとか、書類の作り方とか、どの辺が分かりにくかったか、もう少し具体的に教えていただければ、参考にしたいと思います。

(3番) 資料に、要点の要点しか書いていないのです。何日間か裁判をやって、最後に評議で振り返る時間がありますし、法廷での証言の様子をビデオでも映してくれてはいますが、何回もビデオを見るわけではないので、ある程度、もらった資料だけを基準に考えていました。そうすると、あの時どうだったかなと振り返るときに、言葉が少なく、情報量が足りなかったというのが、まず1点。あと、法廷で、検察官、弁護人、それぞれが質問をされている時に、弁護人の方は、その質問の意図というか、何が知りたくて聞いているのかというのが分かりにくかったと思います。その質問内容と資料の内容に、どういう関係があるのか、その辺が分かりにくかったという気がします。

(細井弁護士) 今、私が見ているのは、弁護人の冒頭陳述の内容ですが、もう少し

情報量が足りないということと、もう少しきちっと、行為と併せて争点化するとか、証拠と併せて争点化するとか、情報として、全体として、不足しているということでしょうか。

(3番) 先程、申し上げたように、今回の件は三つあって、いつ何があったというのが重要だと思っているのですが、検察の冒頭陳述メモは、時間的に、何が起きてというのが見えたのですが、弁護側のものは、そういうのを全部取り払って要点だけが書いてあるものですから、私の理解では難しかったです。

(司会) 今の話の中で、弁護人の冒頭陳述の情報量の話がありました。検察官は、全体を説明しなければならないというところがある一方で、弁護人は争うところを明らかにすればよいということなのかも知れないということですが、その対応関係が分かりにくかったということでしょうか。全体を説明する必要があるかという、弁護人は多分その必要はないだろうと思うのですが、争うところがどこなのかがとらえにくい、そんな感じなのではないでしょうか。それとも、やはり全体の説明も改めて欲しいということなのではないでしょうか。

(3番) 後者です。こういう理由だからこれでは刑が重すぎるのではないかとこのころは分かったのですが、まず、やはり三つ罪があるので、どこをどうやればいいのかというのがあります。罰を与える側と罰を減らす側が相反する立場でやっているものですから、まとめ方が違うのは当然かもしれませんが、事実関係を全体的に把握するまとめ方として、検察官が出してきたものの方が、私には分かりやすかったという話です。

(入江裁判官) 2番の方にお尋ねします。弁論要旨がありますが、これは裁判員裁判が始まる前の比較的古いタイプの弁論の書き方ですが、これが弁護人の弁論のときに手元に配られました。配られたのが弁論の前か後かは、はっきりしませんけれども、弁護人の弁論として分かりやすかったかどうかについては、いかがですか

(2番) 元々この裁判は、情状酌量が争われるということで、弁論の要旨も、とに

かく、反省しているとか家族親類縁者でサポートするとか、そういう点を強調された内容でした。そういう意味ではこの内容を見て理解できたのですが、私はこの被告人が、犯罪を起こすに至ったバックグラウンドを払拭できるのかというのは疑問でした。最終的に被告人の最終陳述がありますが、それが、今後の被告人の更生を担保するものになるのかということを経理長にお伺いしたところ、それは記録として残るだけだと。

(入江裁判官) 弁護人の弁論としては、この書面でも分かったというふうにお感じですか。

(2番) はい。

(細野裁判官) 4番の方へお尋ねしますが、結局、4番さんが担当した事件で、検察官や弁護人が出してきたメモとかは、その場で理解するには分かりやすい内容だったということでしょうか。

(4番) 特に問題ないかと思います。ただ、弁護人の弁論メモに関しては、論点が違う方向に行っているような感じがしましたので、それは、裁判中にお聞きしたかったというような気持ちはあります。

(細野裁判官) 書いてある内容はどうかと思いましたが、言いたいことは分かったという趣旨ですか。

(4番) 検察側が求刑した部分に対して、被告人側は、うつとかいろいろ書いてあって、そっちの方向への話ばかりに変わったものですから、話はそれと整合性があるのかなということは感じました。

(司会) 証拠調べの際、被害者や目撃者本人などが法廷で証言した内容は、その場で理解できましたか。理解が難しかった点があったとすれば、どのような点でしたか。お感じになられたことを教えていただけますでしょうか。

(3番) 私が担当したのは、被告人が被害者に対して、エレベーターの中でいけないことをした事件です。検察官は、証拠の写真を示していましたが、動画の方が分かりやすいと思いました。

(司会) この御意見について、立証官である検察官の御意見はいかがでしょう。

(日笠検察官) 被害や犯行状況の再現は、警察による捜査の証拠化に当たります。

もっと分かりやすくするために、犯行状況などを動画で撮影することは可能です。しかし、実際の問題として、被告人や被害者が法廷で説明をする際は、その動画を静止のうえ、その時々指示説明が入ることになります。全てを動画で撮影することは可能であるものの、実際上は難しい問題が内在しています。

(司会) 犯行そのものが撮られている防犯ビデオなどは、それを映像を証拠として使うこともあります。しかし、記憶に基づくものを再現するというのであれば、まず、捜査官が吟味し、その後に弁護人がチェックをすることになります。そのような形に馴染むかどうかという角度から考えると、必ずしも御期待に添えない部分もあると思います。判決宣告後、法廷での各説明が分かりやすかったかどうか、アンケートをさせていただいていたと思います。その結果を見ると、分かりやすかったという場所にチェックが付されていることもあれば、意味が分からなかったという御指摘もあります。皆さんは、どのように感じられましたでしょうか。

(1番) 検察官は、発言することに、とても慣れていました。その検察官の説明は、とても分かりやすかったです。それに比べて、弁護人の説明は、印象が弱いと感じました。また、被告人も、小さな声で発言をしていたように感じました。私は、法廷での発言に慣れているかどうかも大切だと感じました。

(司会) この点について、4番の方は、いかがお感じになりましたでしょうか。

現場に来た警察官や消防士の事実関係に関する証言をお聴きになった印象を教えてくださいませんか。

(4番) 正直なところ、警察官の尋問は、そこまで入り込めない部分がありました。消防士の証言は、火事の現場に立ち会う壮絶さが、ひしひしと伝わってきました。

(2番) 私の事件において、検察官は、被告人に対し、性的サービスの具体的な内

容まで、突っ込んで質問していることに違和感を覚えました。

(司会) 審理において、事件の被害者や目撃者本人などが、警察官や検察官に語った内容を書き取った供述調書を、検察官又は弁護人が法廷で朗読した内容は、その場で理解できましたか。理解が難しかった点があったとすれば、どのような点でしたか。事件の被害者や目撃者本人などが法廷で証言した場合と比較して、理解のしやすさに違いはありましたか。評議や判断をする際、それが、どのように役に立ったのか教えていただけますでしょうか。記録を見ると、3番の方の事件は、書面による証拠調べに合計約4時間を要したと記載されています。そのような状況であったということで間違いありませんでしょうか。

(3番) はい。

(司会) 書面の読み上げを聴く方法と、直接に証人から話を聴く方法を比べて、理解度に違いがありましたか。

(3番) 私の事件では、書面による証拠と証人の証言が一致していました。従って、特段の違和感はありませんでした。

(2番) 偽造通貨の案件を担当しました。実際の証拠を見ると、単純な偽造がなされていました。被告人の状況を再現した証拠書類は、とても分かりやすかったです。偽造通貨の作成過程を見ることによって、その一部に白い物が残る理由も理解できました。直接、被告人質問をすることにより、精巧な偽造通貨を作ることが難しいということも分かりました。

(1番) 評議の際、証拠には写真が含まれていること、それを見たくないならば見なくてもよいということの説明を裁判官から受けました。裁判員は女性が多く、それを見たくないという方もおり、様々な配慮をしてもらいました。しかし、法廷では、写真を見たくない方も、それを見てしまう場面がありました。我々が見た写真には、腕をたたかれた被害者のあざが写っていました。その写真がカラーか白黒かは明確に覚えていませんが、証拠写真がカラーか白黒かで、その評価が変わることもあると感じました。また、そのような写真が法廷で示さ

れてしまうと、それを見たくない方も直視してしまうため、いかがなものかと感じました。

(司会) 1番さんの事件では、御遺体の写真を見る場面があったと思います。実際、法廷において、その写真が示されたということでしたでしょうか。また、3番の方は、幼児に対するわいせつ事件を御担当されたと思います。被害状況などの証拠写真は、ございましたでしょうか。

(3番) 嫌悪感を抱くような写真は存在しませんでした。被害者は7歳であったため、痛々しさや可哀想な被害を受けたと感じました。

(司会) 証拠調べにおいて、検察官、弁護人から御意見はございますでしょうか。

(日笠検察官) 検察官が供述調書を読み上げた証拠と、証人などから話を聴くのを比べて、どちらの証拠が分かりやすいと感じましたか。

(1番) 発言に慣れている人の話は、話が整理されているため分かりやすいと感じました。ただし、本人から話を聴く方が、真実に近いとも思いました。堂々としている検察官の話は、インパクトや分かりやすさの観点から理解しやすいと感じましたが、真実かどうかという観点から考えると、そこが分からないところでは。

(細井弁護士) 最初に行う検察官による冒頭陳述の分かりやすさは、弁護士としても大切な話だと思います。この内容は、あくまでも真実かどうか分からないということを前提にした上、真実を証人の発言などから判断していく方向で進みます。弁護士の立場からすると、検察官の冒頭陳述のみで事件の内容が分かったと思われても困る部分があります。この辺りについての御意見をお願いします。

(1番) 裁判員に選ばれると、事件の内容を考えていくことになるのですが、初めに聴いた情報と反する内容は弱く感じると思います。この感覚は、個人差もあるとも思いますが、検察官の話はドラマみたいでインパクトが強かったです。素人である裁判員は、インパクトが強い方が、記憶に残ってしまう部分もある

と思います。

(司会) 評議で量刑を決める際、グラフや過去の裁判例が示されたと思いますが、それらの資料は、どれぐらい参考になりましたか。グラフなどが示されなくても適切な刑が決められたと思われませんか。また、評議の際に、刑を決めるに当たり、どのような点が難しいと感じましたか。どのような情報があったら良かったと思われませんか。他にも、評議が活性化するような改善点などがございましたらお願いいたします。

(2番) グラフや判例は、とても参考になりました。ただし、私は、この内容に頼り過ぎるのは良くないと感じました。評議の際は、我々の意見が記載された付せんをボードに貼り出す場面がありました。あの方法は、自分の仕事の手法に近く、皆さんの感覚が伝わる良い方法だと感じました。

(4番) 評議において量刑を協議した際、判例などの資料があつて良かったと思いました。どれぐらいの量刑が相当か協議する際、これまでの放火未遂に関する判例やグラフが参考になりました。

(3番) グラフや判例などの指標がないと、量刑を判断することは無理だと感じました。情状酌量の余地については、個人の経験や感性の影響もありますし、法律家がどのように考えるのか、その観点が分からない部分もありました。

(1番) 担当した事件は、裁判官から過去の類似事例を示してもらいました。活発な議論の後、我々は、裁判長の方の話を聴き、納得の上、判決を決めたという感じでした。

(司会) 担当された事件において、評議の議論は活発でしたでしょうか。

(1, 2, 4番) (挙手)

(司会) 3番の方は、沈黙が支配した場面もあったということでしょうか。先ほど、裁判員を番号で呼び合うということも、その要因の一つであることに触れていただいたと思います。私が裁判長をしている刑事4部では、差し支えのない範囲で裁判員の自己紹介をしていただいています。また、オープンにできる個人

情報は、そうさせてもらい進行しています。皆さんの事件では、いかがでしょうか。

(2番) 特段、番号で呼ばれることに違和感はありませんでした。お昼に、みんなで雑談ができたのも、良好な人間関係の形成につながったと感じました。

(1番) 法廷では、裁判員何番が発言いたしますという感じで進行しました。この番号を名乗る進行は、いかがなものかと感じました。

(司会) 法廷では、裁判員のプライバシーを守る観点から、皆さんの氏名を公表しない配慮が必要です。しかし、裁判長が、何番の方の質問なのか、しっかり整理しつつ、配慮をしながら進行することはできると思います。

(4番) 評議の際、事前に裁判官から質問に関する確認がありました。法廷では、それ以外の質問をしてはいけないと思ってしまうほど、プレッシャーを感じました。この辺りについて改善してもらいたいと思いました。

(司会) 裁判所の配慮が、行き届かない部分があったかも知れません。皆様を制限する意図は何もありません。

(2番) 私も4番の方と同じような感覚を持っています。

(3番) 評議において、沈黙が多かった理由は、他の裁判員に対する遠慮もありました。相手のことを知らず、それなりの距離感があったため、反対意見を言いにくい状況だったと感じました。また、裁判官が、我々に気を使ってくれたと感じていました。素人である我々は、法律の専門家に対して、物を申すのはちゅうちょしてしまう部分がありました。

(司会) 今回のテーマと関連する、しないにかかわらず、ここでお話をしておきたい点があればお聴かせください。また、これから裁判員になられる方へのメッセージがございましたら、お願いいたします。

(1番) 私の裁判では、費用が100万円以上も必要だったと耳にしました。なぜ、こんなに費用が必要かという疑問を持ちました。また、法廷に出入りする順番を注意されたことがありました。法廷で注意を受けるならば、事前に打合せを

してほしいと感じました。他には、どのようなコンピュータを利用して裁判員に選ばれたか、その具体的な方法を知りたいと感じました。

(2番) これから裁判員になられる方には、是非とも裁判員裁判を経験した方がよいと伝えたいです。私自身も勉強をさせていただいたと感じています。評議室には、お茶や御菓子が置いてありました。この点は、とても温かな感じがして良かったです。

(3番) 評議の秘密について、情報化社会である現在において、本当に情報漏えいがないかどうか、この辺りの情報管理に不安材料が残ると感じました。

(4番) 今回、裁判員裁判に参加させていただき光栄でした。和気あいあいとした雰囲気の中、皆さんと意見交換をさせていただきました。裁判長には、皆さんとお昼を食べるなどの配慮を含めて、精神的に緊張をほぐしてもらいました。また、細野裁判官には裁判所の地下食堂の名物等も教えていただきました。お気遣いにとっても感謝をしています。被告人に対して、国選弁護人の費用が100万円以上も必要だと聴きました。これが税金から支払われていることを考えると、金銭的な面からも違和感を覚えました。この点について一石投じてほしいと思いました。幼児の事件について、アメリカでは、犯罪者にGPSを埋め込み再発防止をしていると聴いています。日本においては、このような対策がなされていないため、折りに触れて一石を投じてほしいと思っています。

(司会) 本日はありがとうございました。本日の貴重な意見は、今後の運営改善に役立てさせていただきたいと思っています。また、これを機会として、周囲の方々に裁判員の理解につながるよう、皆様から広めていただく御協力をいただければ幸いに存じます。本日はありがとうございました。

以 上